



# 第7章 文化財の防災・防犯

---

## 1. 防災・防犯の課題

近年、大規模な地震をはじめ自然災害が全国各地で頻発し、おたからにも多大な被害が発生している。坂井市にも、災害発生時には、立地条件や周辺環境から被災する可能性が高いおたからが多くある。

また、自然災害だけでなく、おたからの盗難も見受けられる。個人や寺社所有の未指定文化財の防災・防犯設備の設置については、それぞれの判断に委ねているのが実情であり、現状が十分に把握されていない。おたからの防災・防犯は行政および所有者、地域が連携し、防災・防犯体制を確立していくことが重要である。そのためには、おたからの防災・防犯に対する市民の意識の向上や、市民が日頃から守るべきおたからの所在などを把握できるようにしていくことが必要である。

また、おたからの維持管理のための資金の減少・不足により、人員を配置しての管理や修理が困難な事例も見られる。また、これまで地域で見守ることで防犯対策にもなっていたが、高齢化などによる人材不足で今後は困難が想定される。

また、おたからの防災・防犯のための設備（火災報知器、放水銃、防犯カメラなど）を整備するためには、所有者の経済的負担が大きく、支援が必要である。

## 2. 防災・防犯および災害時の方針と取組み

おたからの防災・防犯に関する取組みについては、第6章のおたからの保存・活用の取組みに記載しているため、再掲する。

本市では、「坂井市地域防災計画（平成30（2018）年修正）」を策定し、「市民の生命・身体・財産の保護」、「風水害などによる被害の軽減」を目的としている。おたからの災害予防においても、同計画に準拠した方針により取り組む。

なお、おたからの防災・防犯および災害時の取組みについては、文化庁により定められた「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元（2019）年9月）および「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（令和元（2019）年12月）や福井県が令和2（2020）年に策定した文化財保存活用大綱をもとに実施していく。

### (1) 防災

日常における予防対策として、おたからの所有者および周辺住民の防災意識の向上が急務である。そのため、地域のおたからの価値を市民に周知し、所有者や管理者だけでなく、区や地区といった地域ぐるみでおたからを守っていくという意識を高めていく必要がある。文化庁が制定している1月26日の文化財防火デーなどにあわせ、市民を含めて災害を想定した消防訓練や避難訓練の実施を検討するなど、万が一の場合に協力を得ることができる体制づくりを進めていく。

既に各消防署において、防火査察や防火訓練を実施している個別の指定文化財については、今後も消防署と連携して、文化庁の防災・防火のチェックリストを基に防火査察を行うとともに、個別に策定する文化財保存活用計画に防災対策を盛り込み、必要な設備の設置や消防訓練の取組みを推進していく。

また、本計画で作成したおたからリストや市が作成している洪水・土砂、津波ハザードマップなどを活用して、未指定文化財の現状を把握するとともに、地域とのワークショップ実施などを通じて、管理体制の見直しや設備の整備といった課題を確認し、その対応について区や地区とともに検討していく。

## (2) 防犯

人による毀損や放火などの文化財被害例が全国的にあることから、市民の協力による盗難防止や日常的な巡視体制の構築を図る。おたからの収蔵施設については、防犯性能の確認とその性能の向上に加え、監視システムの設置などにより防犯体制の強化を行うことが必要である。

被害にあった場合に備え、現況の防犯対策を把握することに努める。本計画で作成したおたからリストを活用し、おたからの所在や現況の形態を記録して把握するとともに、おたからパトロール機能の拡充を検討していく。

また、近年増加している災害発生時において、被災したおたからの救出や保全活動についても、他の自治体や民間団体との連携体制を整備していく。

## (3) 災害時の対応

災害が発生した場合には、おたからの被害状況について速やかな確認が必要とされる。所有者からの報告を受け、被害の状況把握を行う。次に、市文化課や市の文化財保護審議会委員などの専門家、指定状況によっては福井県や国へ適切に報告し、応急的な保護に関する指導、実施を行う。また、指定状況によって実施した保護措置について、福井県や国に報告する。

さらに、近年増加している災害発生時において、被災したおたからの救出や保全活動についても、県をはじめとした他の自治体および県内の博物館や美術館、民間団体との連携体制を整備していく。

表 38 防災・防犯の取組み（表は再掲）

事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担
			市民	所有者	関連団体	行政	前期 4-6	中期 7-9	長期 10-13	
47	文化財防災・防犯の啓発	文化財の防災・防犯について、地域で見守るなどの意識を啓発する。	○	○	◎	◎				市
48	文化財の防ぎょ訓練・防火査察の実施	文化財防火デーにあわせて、嶺北消防署・嶺北丸岡消防署・嶺北三国消防署と連携し、火災防ぎょ訓練や防火査察を行う。	△	◎	○	◎				市
49	市指定文化財等パトロールの実施	市指定や未指定文化財などについて、巡回パトロールや監視を行う。	○	◎	○	◎				市
50	指定建造物等防災設備の整備	指定建造物・庭園などの防災設備の整備を検討し、防火対策を進め、長期的な保存を行う。	△	◎	△	◎				国 県 市

■ 新規事業

■ 事業実施期間

実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取り組みに参画しないが協力体制を整えておく

